

目 次

教育委員会規則

○元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則…… 7

教育長訓令

○元号を改める政令の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………10

告示

○平成32(2020)年度北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査の実施について……………11

○公印の廃止について……………19

○公印の作成について……………20

正誤

○平成31年 3 月 29 日付け第6223号の正誤について……………21

公布された教育委員会規則のあらまし

◆元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第 9 号）

1 趣旨

元号を改める政令の施行に伴い、関係教育委員会規則の整理を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

次の教育委員会規則で定める様式の元号について、「平成」から「令和」に改める、又は「令和」を加えることとした。

- (1) 北海道立高等学校学則
- (2) 博物館の登録に関する規則
- (3) 教育職員免許法施行法施行細則
- (4) 義務教育諸学校学級編制基準規則
- (5) 北海道教育委員会庁舎管理規則
- (6) 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則
- (7) 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則
- (8) 社会教育主事資格認定規則
- (9) 学校教育法施行細則
- (10) 北海道立特別支援学校学則
- (11) 北海道有朋高等学校学則
- (12) 天然記念物北海道犬保存規則
- (13) 北海道立学校条例施行規則
- (14) 北海道立北方民族博物館利用規則
- (15) 北海道教育委員会傍聴規則
- (16) 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則
- (17) 北海道立埋蔵文化財センター利用規則
- (18) 北海道立高等学校通学区域規則
- (19) 北海道立中等教育学校学則

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成31年 5 月 1 日から施行することとした。

教 育 委 員 会 規 則

元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年 4 月 26 日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

北海道教育委員会規則第 9 号

元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則
(北海道立高等学校学則の一部改正)

第1条 北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「㊦㊧」を「㊦㊨」に改める。

別記第2号様式中「平成」を「令和」に改める。

別記第3号様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記第3号様式の2から別記第9号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第2条 博物館の登録に関する規則（昭和27年北海道教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

(教育職員免許法施行法施行細則の一部改正)

第3条 教育職員免許法施行法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成」を「令和」に改める。

別記第2号様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記第3号様式中「㊦㊧」を「㊦㊨」に改める。

(義務教育諸学校学級編制基準規則の一部改正)

第4条 義務教育諸学校学級編制基準規則（昭和41年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の1から第4号様式の2までの規定中「平成」を「令和」に改める。

(北海道教育委員会庁舎管理規則の一部改正)

第5条 北海道教育委員会庁舎管理規則（昭和42年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を「令和」に改める。

(北海道立青少年体験活動支援施設利用規則の一部改正)

第6条 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則(昭和48年北海道教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を「令和」に改める。

(公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則の一部改正)

第7条 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則（昭和50年北海道教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第17号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

(社会教育主事資格認定規則の一部改正)

第8条 社会教育主事資格認定規則（昭和52年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

別記第5号様式中「昭和 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。
平成

別記第6号様式中「平成」を「令和」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第9条 学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式から別記第36条様式まで、別記第38号様式、別記第39号様式、別記第42号様式、別記第46号様式から別記第53号様式まで、別記第55号様式、別記第56号様式及び別記第59号様式から別記第64号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

(北海道立特別支援学校学則の一部改正)

第10条 北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊦㊧」を「㊦㊨」に改める。

別記第3号様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

(北海道有朋高等学校学則の一部改正)

第11条 北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のよ

うに改正する。

別記第 1 号様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、「昭和 平成

年 月 卒業 業」を「昭和 平成 年 月 卒業 業」に改める。
卒業見込 卒業見込 令和

別記第 1 号様式の 2 及び別記第 1 号様式の 3 中「平成 年 月 日」を「令和

年 月 日」に、「昭和 平成 年 月」を「令和 年 月」に、「昭和 平成 年

月 卒業 業」を「昭和 平成 年 月 卒業 業」に、「昭和 平成 年 月 年修

了学」を「昭和 平成 年 月 退学」に改める。
卒業見込 卒業見込 令和

別記第 1 号様式の 4 から別記第 5 号様式の 4 までの規定中「平成」を「令和」に改める。

別記第 6 号様式中「㊦」を「㊧」に改める。

別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

（天然記念物北海道犬保存規則の一部改正）

第12条 天然記念物北海道犬保存規則（昭和61年北海道教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、「昭和 平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。
令和

別記第 2 号様式中「平成」を「令和」に改める。

別記第 3 号様式中「昭和 年 月 日生」を「平成 年 月 日生」に、
平成 令和 年 月 日生」に、
「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

（北海道立学校条例施行規則の一部改正）

第13条 北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

（北海道立北方民族博物館利用規則の一部改正）

第14条 北海道立北方民族博物館利用規則（平成 2 年北海道教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

（北海道教育委員会傍聴規則の一部改正）

第15条 北海道教育委員会傍聴規則（平成 2 年北海道教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「平成」を「令和」に改める。

（技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則の一部改正）

第16条 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則（平成 2 年北海道教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

（北海道立埋蔵文化財センター利用規則の一部改正）

第17条 北海道立埋蔵文化財センター利用規則（平成11年北海道教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「平成」を「令和」に改める。

（北海道立高等学校通学区域規則の一部改正）

第18条 北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「平成」を「令和」に改める。

（北海道立中等教育学校学則の一部改正）

第19条 北海道立中等教育学校学則（平成18年北海道教育委員会規則第14号）の一部を次の

ように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「**斗怪**」を「**斗辰**」に改める。

別記第 3 号様式中「平成」を「令和」に改める。

「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記第 4 号様式中

を

出願者署名

」

出願者署名

日

に改める。

」

別記第 5 号様式から別記第14号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

附 則

- 1 この教育委員会規則は、平成31年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第 8 号

庁 中 一 般

所 管 機 関

元号を改める政令の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

平成31年 4 月 26 日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

元号を改める政令の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

（北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部改正）

第 1 条 北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、「このたび平成 年 月 日」を「このたび 年 月 日」に改める。

（北海道教育庁職員服務規程の一部改正）

第 2 条 北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式から別記第 9 号様式まで、別記第11号様式及び別記第12号様式中「平成」を「令和」に改める。

（居住施設管理規程の一部改正）

第 3 条 居住施設管理規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記第 9 号様式中「昭和 年 月 日建築」を「昭和 年 月 日建築」に改める。

平成

令和

（教育庁職員等健康管理規程の一部改正）

第 4 条 教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式中「1 日 本 昭和 年から」を「1 日 本 昭和・平成・令和 年から」に改める。

（北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部改正）

第 5 条 北海道教育委員会庁用自動車管理規程（昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中「平成」を「令和」に改める。

（北海道美術品取得基金管理規程の一部改正）

第 6 条 北海道美術品取得基金管理規程（平成 5 年北海道教育委員会教育長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 5 様式まで、別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式中「平成」を「令和」に改める。

附 則

- 1 この教育長訓令は、平成31年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道教育委員会告示第26号

平成32(2020)年度北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査を次の要領により行う。
平成31年 4 月26日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

平成32(2020)年度北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査実施要領

北海道教育委員会

- 1 目的
この検査は、平成32(2020)年度北海道公立学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。
- 2 受検資格
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当する者は、受検できません。
【欠格条項】
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 教育職員免許状失効又は取上げの処分を受け、当該失効又は処分の日から 3 年を経過しない者
 - エ 当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者(市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員（県費負担教職員）を志願する場合にあっては、北海道教育委員会により懲戒免職処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者を含む。）
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (2) 北海道教育委員会が任用する北海道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の期限付教員又は臨時的任用教員（産休代替教員及び育児休業代替教員をいう。以下同じ。）として、平成28(2016)年 4 月 1 日から平成31(2019)年 3 月31日までに24月以上（1 日でも勤務した月は 1 月とみなす。）の勤務実績がある者で、かつ、平成31(2019)年 4 月 1 日以降、平成31(2019)年 5 月31日までに北海道教育委員会が任用する期限付教員又は臨時的任用教員として勤務実績がある者
 - (3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすことが必要です。

要件 区分		生年 月日	所有教育職員免許状 (平成32(2020)年3月31日までの取得見込みを含む。)	採用予定数
小学校教諭		昭和35 (1960) 年4月 2日以 降に生	小学校教諭の普通免許状	16～32名程度
中学校教諭			受検教科の中学校教諭の普通免許状	7～13名程度
高等学校教諭			受検教科の高等学校教諭の普通免許状。 ただし、「情報」を受検する者は、「情報」に加え、高等学校教諭で募集する教科のうちいずれか一つの高等学校教諭の普通免許状も必要です。	9～19名程度
小学部			小学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状	2～4名程度
			受検教科の中学校教諭及び特別支援学校	

特別 支援 学校 教諭	中学部	まれた 者	（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状	3～5名程度
	高等部		受検教科の高等学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状。ただし、「情報」を受検する者は、「情報」に加え、高等学校教諭で募集する教科のうちいずれか一つの高等学校教諭の普通免許状も必要です。	3～5名程度
	自立活動（肢体不自由）		特別支援学校（養護学校）自立活動教諭 1 種免許状（肢体不自由教育）	1名程度
	養護教諭		養護教諭の普通免許状	4～8名程度
	栄養教諭		栄養教諭の普通免許状	1～3名程度

（注）1 採用予定数は受検区分ごとに、平成32(2020)年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査（以下「本選考」という。）による採用予定数の5～10％程度（その数が1に満たないときは、1）としています。

2 採用予定数は現時点のものであり、増員することがあります。

3 高等学校及び特別支援学校高等部の「情報」を志願する者は採用後、「情報」を主に担当しますが、「情報」以外の所有免許状の授業を担当することがあります。

4 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。

5 「教諭」には、上記4の常勤講師を含みます。

6 「特別支援学校」とは、学校教育法の改正により、障害種別を超えて一本化された盲・聾・養護学校の総称です。

（1）「特別支援学校（盲学校）教諭の普通免許状」とは、視覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

（2）「特別支援学校（聾学校）教諭の普通免許状」とは、聴覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

（3）「特別支援学校（養護学校）教諭の普通免許状」とは、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

（4）本選考に出願した者も、この検査に併せて出願することができます。ただし、本選考の採用希望区分で「北海道」を選択したものに限りです。

（5）この検査と本選考を併願している者が本選考において採用候補者名簿に登録されたときは、以後この検査を受検する資格を失います。

3 受検区分

区 分		教 科（科 目）
小学校教諭		
中学校教諭		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
高等学校教諭		国語、地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）、数学、理科（物理・化学・生物・地学）、音楽、保健体育、家庭、情報、農業（生産・環境）、工業（機械・電気（電子を含む。）・建築・土木）、商業、英語、看護、水産
特別支援 学校教諭	小学部	
	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等部	国語、地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）、数学、理科（物理・化学・生物・地学）、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、農業（生産）、工業（機械・電気（電子を含む。））、商業、英語
	自立活動 （肢体不自由）	
養護教諭		
栄養教諭		

- (注) 1 所有教育職員免許状は、平成32(2020)年 3 月 31 日までの取得見込みを含みます。
 2 受検は、1 種類の教科(科目)の選択とし、出願後の受検区分の変更は認めません。
 3 小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭の採用を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください(願書の「希望事項」欄にその旨を記載してください。)
 4 高等学校教諭又は特別支援学校教諭の高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科又は工業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。
 5 高等学校教諭を受検する者で、農業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。

4 検査の方法及び内容

区 分		内 容	
適性検査		質問紙法による性格検査を行う。	
学習指導案作成検査		受検する学校の種類及び教科(科目)並びに養護教諭並びに栄養教諭それぞれに応じた指導法についての理解をみる。	
面接検査	個別面接Ⅰ 個別面接Ⅱ	教員としての使命感や倫理観等をみる。	
実技検査	小学校 特別支援学校 (小学部)	リスニング検査	小学校外国語活動に係る英語のコミュニケーション能力等をみる。
		音楽	ピアノ演奏 小学校歌唱共通教材の中から検査時に示された曲の主旋律に簡単な伴奏を付けて歌いながら演奏する。
		体育	水泳(25mー泳法はクロール、平泳ぎ及び背泳ぎのうち1種類)
	保健体育 (中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	水泳(50mー泳法はクロール)、マット運動(倒立、前転、後転、側方倒立回転等の連続技)、球技(バレーボールー直上トス、バスケットボールードリブル及びシュート)、武道(柔道、剣道ー基本動作や基本となる技等)	
	音楽 (中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	ピアノ演奏	中学校の歌唱教材程度の曲を、検査時に示された調に移調し簡単な伴奏を付けて演奏する。
		視唱	16小節程度の旋律を初見視唱する。
	英語 (中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	日常的なことの自由会話と英文を読んで内容について答える。	

- (注) 1 この検査と本選考を併願している者の適性検査と実技検査について、本選考と同一の検査については、本選考の判定結果をこの検査の判定結果として扱いますので、別途受検する必要はありません。
 2 保健体育(中・高・特)の実技検査の武道については、柔道か剣道のどちらかを選択してください。

【資格等による免除措置】

次の区分・教科を受検する者で、それぞれ「資格等の内容」欄に掲げるいずれかの資格等を有するものは、申請により「免除となる検査」欄に掲げる検査の免除の措置を受けることができます(7「出願の手続」(1)「出願書類」欄参照のこと。)

区分・教科	資格等の内容	免除となる検査
	・教育職員免許状(中学校・高等学校の英語) ・実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)準1級以上の合格者	

小学校及び特別支援学校小学部	・ T O E F L（一般社団法人 C I E E 国際教育交換協議会主催） P B T 550 点（ i B T の場合は 80 点）以上取得者（平成 29(2017) 年 6 月 24 日以降に正規の T O E F L を受検した者に限る。） ・ T O E I C（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催） 730 点以上取得者（平成 29(2017) 年 6 月 24 日以降に公開テスト（国外で受検した場合も同様とする。）を受検した者に限る。）	実技検査のリスニング検査
中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）の英語	・ 実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会主催） 1 級の合格者 ・ T O E F L（一般社団法人 C I E E 国際教育交換協議会主催） P B T 580 点（ i B T の場合は 92 点）以上取得者（平成 29(2017) 年 6 月 24 日以降に正規の T O E F L を受検した者に限る。） ・ T O E I C（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催） 860 点以上取得者（平成 29(2017) 年 6 月 24 日以降に公開テスト（国外で受検した場合も同様とする。）を受検した者に限る。）	実技検査

【実技検査結果による免除措置】

次の区分・教科を受検する者で、「免除の要件」欄に掲げる要件に該当するものについては、申請により実技検査を免除します。ただし、この検査と本選考を併願するものは除きます。

免除を申請するときは、願書の「実技検査の免除の申請」欄に記入してください。

区分・教科	免除の要件	免除となる検査
小学校及び特別支援学校小学部 保健体育 （中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）） 音楽 （中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）） 英語 （中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部））	直近の過去 3 年間（平成 28(2016) 年度から平成 30(2018) 年度まで）に実施した北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査において採用希望区分を「北海道」として受検しており、その実技検査の判定結果が一定水準以上であること。	実技検査

5 検査期日及び日程

(1) 実技検査

ア 平成 31(2019) 年 8 月 2 日（金）

9:00 ～	リスニング検査以外の 実技検査	受検者ごとに別に指定する日時
--------	--------------------	----------------

イ 平成 31(2019) 年 8 月 3 日（土）

9:00 ～	リスニング検査以外の 実技検査	受検者ごとに別に指定する日時
11:05 ～ 11:20	リスニング検査	小学校及び特別支援学校（小学部） の受検者のみ

ウ 平成31(2019)年8月4日（日）

9:00 ～	リスニング検査以外の 実技検査	受検者ごとに別に指定する日時
--------	--------------------	----------------

(2) 実技検査以外の検査

ア 平成31(2019)年11月30日（土）

8:20 ～ 8:40	受付（入室）	
8:40 ～ 9:00	検査上の注意・連絡	
9:00 ～ 10:00	学習指導案作成検査	
10:20 ～ 10:50	適性検査	
11:10 ～ 17:00	面接検査（個別面接Ⅰ ・個別面接Ⅱ）	受検者ごとに別に指定する日時

イ 平成31(2019)年12月1日（日）

8:00 ～ 17:00	面接検査（個別面接Ⅰ ・個別面接Ⅱ）	受検者ごとに別に指定する日時
--------------	-----------------------	----------------

(3) 遅刻・欠席の取扱い

ア 各検査において遅刻した場合は、受検できませんので、時間を厳守してください。

イ 受検しなければならない検査項目を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

(4) その他

指定日に健康上の理由で医師から実技検査を禁止されている者は、医師の診断書を受付に提出してください。

6 検査会場

(1) 実技検査の会場

受 検 区 分	検 査 会 場 及 び 住 所
小学校	北海道函館中部高等学校 函館市時任町11-3 (JR函館駅2.3km)
	北海道旭川永嶺高等学校 旭川市永山町3丁目102 (JR南永山駅0.5km)
中学校（音楽）	北海道釧路湖陵高等学校 釧路市緑ヶ岡3丁目1-31 (JR釧路駅4.0km)
中学校（英語）、高等学校（音楽）、特別支援学校（小学部・中学部（音楽、英語）・高等部（音楽））	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
中学校（保健体育）、高等学校（保健体育、英語）、特別支援学校（中学部（保健体育）・高等部（保健体育、英語））	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)

(2) 適性検査、学習指導案作成検査及び面接検査の会場

北海道札幌東商業高等学校

札幌市厚別区厚別中央3条5丁目6-10 (JR新札幌駅0.6km)

7 出願の手続

(1) 出願書類

提出部数は1部です。

「願書」及び「自己推薦書」の書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。また、北海道教育庁総務政策局教職員課でも配布します。

対 象 者	出 願 書 類	注 意 事 項
	願書	・北海道教育委員会のホームページからダウンロードして、記入の上、提出してください。
	自己推薦書	・北海道教育委員会のホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。
		・定型内封筒（長形3号）を使用し

志願者全員	受検票等通知用封筒	てください。 宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を記入の上、92円切手を貼り提出してください。
	実技検査以外の検査日程連絡用封筒	- 定型内封筒（長形3号）を使用してください。 - 宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を記入の上、92円切手を貼り提出してください。
上記以外の添付書類	小学校及び特別支援学校（小学部）	教育職員免許状授与証明書若しくは取得見込証明書又は資格証明書（開封無効）若しくは資格を確認できる書類の原本若しくは写し - リスニング検査の免除措置を希望する者は、資格等を確認するため、教育職員免許状授与証明書（免許状の写しは不可）若しくは取得見込証明書又は当該実施団体の発行する資格証明書（開封無効）若しくは資格を証明できる書類の原本若しくは写しを提出してください。 - なお、写しを提出した者は、面接検査当日に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。
	中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）の英語	資格証明書（開封無効）又は資格を確認できる書類の原本若しくは写し - 実技検査の免除措置を希望する者は、資格等を確認するため、当該実施団体の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の原本若しくは写しを提出してください。 - なお、写しを提出した者は、面接検査当日に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受 付 期 間	備 考
持参する場合	平成31(2019)年 5 月 7 日(火)から 平成31(2019)年 5 月 31 日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。)
郵送する場合	平成31(2019)年 5 月 7 日(火)から 平成31(2019)年 5 月 31 日(金)まで (5月31日付け消印有効)	「簡易書留」扱いとしてください。

(注) 1 受付期間終了後に提出された出願書類や提出出願書類に不備があるものは受け付けません。また、受理した書類は返却しません。

2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

3 郵送する場合にあつては、メール便等の託送では受け付けません。

(3) 出願書類の提出先

北海道教育庁総務政策局教職員課

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 7階

TEL 011-204-5726

(4) 受検票の交付等

ア 受検票及び実技検査の日程通知は、平成31(2019)年 7 月 24 日(水)までに到着するように交付します。

なお、受検票は、実技検査免除の確認結果通知を兼ねます。

イ 実技検査以外の検査日程等については、平成31(2019)年11月 8 日(金)までに到着するように送付します。

ウ 上記ア又はイの期日までに到着しない場合は、願書の提出先に問い合わせてください。

(5) その他

身体に障がいがある方については、点字や拡大文字受検、手話によるコミュニケーションなど、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、願書の提出先に連絡してください。

8 当日の携行品及び留意事項

受 検 区 分		持 参 す る も の
実 技 検 査	受検者全員	特別選考検査受検票、筆記用具、上履き、靴袋
	小学校 特別支援学校(小学部) 保健体育(中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	運動着及び運動靴(小学校、特別支援学校(小学部)受検者を除く。)、水泳着、水泳帽(運動着の右胸部、水泳着の右腰部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。)、健康保険証、着衣をまとめるバッグ類(受検番号及び氏名を明記すること。)
	保健体育(中学校・高等学校、特別支援学校(中学部・高等部))	柔道着(武道で柔道を選択した場合。右胸部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。)、竹刀(武道で剣道を選択した場合)
実 技 検 査 以 外	受検者全員	特別選考検査受検票、筆記用具(適性検査及び学習指導案作成検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋、結果通知用封筒(定型内封筒(長形3号)に必要事項を記入し、92円切手を貼ること。)

(注) 1 検査会場の敷地内は、禁煙です。

2 ゴミは、各自で持ち帰ってください。

3 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク等は駐車できませんので、公共交通機関(電車、バス等)を利用してください。

4 検査会場周辺の店舗等への無断駐車、送迎等のための路上駐車は迷惑となるので、厳禁とします。

5 携帯電話等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。

6 不正が明らかになった場合は、その者の受検を中止します。

9 選考結果の通知等

(1) この要領に基づく選考検査の採用候補者名簿に登録する者については、平成32(2020)年1月7日(火)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。

なお、結果通知については、同日に採用候補者名簿に登録する者としいない者に区分して本人へ発送します。

(2) 受検しなければならない検査項目を欠席した場合は、合否判定の対象となりませんので、選考結果は通知しません。

(3) 出願後、採用候補者名簿に登録までの間に資格要件を欠いていることが判明した場合は、合否判定の対象となりませんので、選考結果は通知しません。

(4) 北海道個人情報保護条例の規定により開示請求をすることができます。

開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

10 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

ア 登録に当たっては、各検査評価及び北海道学校職員人事評価制度による平成31(2019)年4月から平成31(2019)年9月までの期間に係る業績評価に基づき、総合的に判定します。

なお、受検者が勤務先の校長及び市町村教育委員会に業績評価の提出を求める必要はありません。

イ 高等学校の一部の教科(科目)及び特別支援学校の中学部・高等部についての登録区分は、3の受検区分にかかわらず次のとおりとします。

受 検 区 分	受 検 教 科 (科 目)	登 録 区 分
	地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)	地理歴史公民

高等学校教諭		理科(物理・化学・生物・地学)	理 科
		農業(生産・環境)	農 業
		工業(機械・電気(電子を含む。))・建築・土木	工 業
特別支援 学校教諭	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	中 学 部
	高等部	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、農業(生産)、工業(機械・電気(電子を含む。))、商業、英語	高 等 部

ウ 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行います。

(ア) 「登録A」は、平成32(2020)年4月1日で採用を予定する者の登録です。

(イ) 「登録B」は、平成32(2020)年4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

※ 年度中途に欠員が生じた場合など、平成32(2020)年3月31日以前の採用もあります。

エ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成33(2021)年4月1日です。

(2) 採用の方法

ア 採用は、登録Aに登録された者、登録Bに登録された者の順で行います。

イ 学校種類ごとの採用数等に変動が生じたときは、所有免許状及び採用調整の希望の有無により登録した学校種類以外の学校又は教科・科目に採用する場合があります。

ウ 採用に当たっては、北海道が指示する健康診断を受診することが必要となります。

エ 教育職員免許状所有者で、その有効期間の更新の修了確認期限が平成32(2020)年3月31日までとされている者は、確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行い、修了確認を受けることが必要です。

オ 採用候補者名簿登載期間中に、次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

(ア) 平成32(2020)年3月31日までに受検教科の免許状を取得できない場合

(イ) 正当な理由がなく勤務地を限定したり、採用調整を拒否した場合

(ウ) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合

(エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合

11 その他

(1) 出願後に改姓した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

(2) 出願書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、願書には確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

(3) この教員採用候補者特別選考検査に関する問合せ先は次のとおりです。

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階

北海道教育庁総務政策局教職員課

TEL 011-204-5726

12 志願者数等について（参考）

平成31(2019)年度北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査の受検者数と登録者数の状況

区分		受検者数	登録者数	受検倍率
小学校		31	29	1.1
中学校	国 語	9	6	1.5
	社 会	17	17	1.0
	数 学	12	9	1.3
	理 科	2	2	1.0
	英 語	14	9	1.6
	音 楽	8	6	1.3
	美 術	1	1	1.0
	保健体育	20	20	1.0
	技 術	0	-	-
	家 庭	2	2	1.0
小 計		85	72	1.2

高等学校	国語	4	2	2.0
	地理歴史	5		
	公民	3	8	1.0
	数学	9	9	1.0
	理科	4	4	1.0
	英語	6	2	3.0
	音楽	1	1	1.0
	保健体育	10	10	1.0
	家庭	0	－	－
	情報	－	－	－
	農業	1	1	1.0
	工業	1	1	1.0
	商業	0	－	－
	看護	0	－	－
	水産	0	－	－
小計		44	38	1.2
特別支援学校	小学部	6	6	1.0
	中・高等部	38	33	1.2
	小計	44	39	1.1
	自立活動	0	－	－
	計	44	39	1.1
養護教諭		10	10	1.0
栄養教諭		7	6	1.2
合計		221	194	1.1

※ 受検者数にはこの検査と本選考を併願し、本選考において採用候補者名簿に登録されたため、この検査を受検する資格を失った者を含みません。

北海道教育委員会告示第27号

次の公印を、平成31年 3 月31日限りで廃止した。

平成31年 4 月26日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

公 印 の 種 別	規 格	印 影
北海道中標津高等養護学校の印	45mm 平方	
北海道中標津高等養護学校の印	30mm 平方	

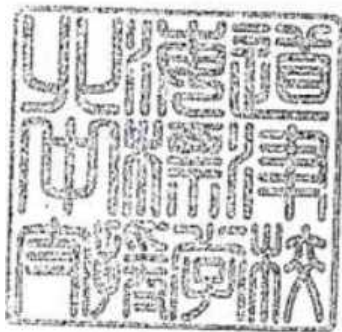
北海道中標津高等養護学校長の印	20mm 平方	
-----------------	---------	---

北海道教育委員会告示第28号

次の公印を作成し、平成31年 4 月 1 日その使用を開始した。

平成31年 4 月 26 日

北海道教育委員会委員長 佐 藤 嘉 大

公 印 の 種 別	規 格	印 影
北海道函館高等支援学校の印	45mm 平方	
北海道函館高等支援学校の印	30mm 平方	
北海道函館高等支援学校長の印	20mm 平方	
北海道中標津支援学校の印	45mm 平方	

北海道中標津支援学校の印	30mm平方	
北海道中標津支援学校長の印	20mm平方	

正

誤

平成31年 3 月 29 日付け第6223号に掲載の「免許状事務処理規程の一部を改正する教育長訓令」（北海道教育委員会教育長訓令第 5 号）に次の誤りがあったので、訂正します。

（誤）

別記第 6 号様式から別記第 8 号様式までを削り、別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までを次のように改める。

（正）

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式を削り、別記第 1 号様式から別記第 6 号様式までを次のように改める。

